五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年建設省告示第二十九号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県掛川市西大渕
字仲町　五六七四番二地先河川敷　一号及び四号
静岡県掛川市洋望台
五八番　二号及び三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線（標柱七号と八号については、平成六年建設省告示第二千二百二十八号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱五号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県掛川市洋望台
五七番　五号及び九号
二七番一　六号
静岡県掛川市西大渕
字釜ケ谷　六〇〇一番三　七号
五八五〇番五　八号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱二号と三号を結んだ線から標柱五号と九号を結んだ線までの区間の河川敷
静岡県掛川市洋望台
五八番　二号及び三号
五七番　五号及び九号

○国土交通省告示第六百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年六月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和五十年建設省告示第千五百六十二号で指定した同号三に掲げる土地の区域

○関東地方整備局告示第二百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
牛久市田宮町字上宿三三番一から同市田宮町字上出口四一番一まで	前	一二・四〇～二二・五〇メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一三・八〇～三六・四〇メートル	〇・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿字西中宿一五四九番一から同村大字石神外宿字西下宿一五二六番四まで	前	四三・二〇～六二・四〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	二八・六〇～四七・八〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鉾田市汲上字上宿一七〇八番一から同市台濁沢字沢古一〇八番一まで	前	二五・六〇～四〇〇・〇〇メートル	〇・二六〇キロメートル
	後	二一・二〇～四〇〇・〇〇メートル	〇・二六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大槻　年男
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十六年七月一日

○中部地方整備局告示第百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号
中部地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社ぎふ建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	野津　博和、可児　公明
変更後	永田　豊、本間　一哉

(2)　変更年月日
平成二十六年五月二十六日